



平成 26 年 5 月 26 日

各 位

会社名 2 1 L A D Y 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 藤井 道子
(コード番号 3346 名証セントレックス)
問合せ先 経営管理担当
マネージング・ディレクター 辻井 彰彦
電話番号 03 (3556) 2121

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年5月26日開催の取締役会において、平成26年6月26日開催予定の第15期定時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成 25 年 8 月 9 日開催の取締役会において、平成 25 年 10 月 1 日を効力発生日として 1 株を 100 株に分割するとともに、1 単元の株式の数を 100 株とする単元株制度を採用する旨の定款変更を決議いたしました。

これに伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、定款第 8 条（単元未満株式についての権利）を新設し、以降の条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更案及び変更内容

変更案及び変更内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 後 定 款
(新設)	(<u>単元未満株式についての権利</u>) 第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第 8 条～第 38 条 (条文省略)	第 9 条～第 39 条 (現行通り)

3. 変更の日程

株主総会開催日 平成 26 年 6 月 26 日
定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 26 日

以 上